平成２１年（フ）第２６０号
沖縄県うるま市石川赤崎２丁目15番16号
債務者　瀬良垣喜美子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１４９号
東京都小金井市緑町５丁目３番44号
債務者　五十嵐豊子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３号
長崎県佐世保市早苗町399番地７
債務者　江島　弘明
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第７号
島根県隠岐郡隠岐の島町城北町282番地
債務者　土江　真次
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後４時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２２年（フ）第５号
山口県周南市瀬戸見町１番10―808号、前住所山口県周南市瀬戸見町６番39号　セトミアパート203号
債務者　原田　尊弘
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２３号
山口県周南市城ヶ丘２丁目９番７号　コーポ清水201号
債務者　吉村　英幸
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２８号
山口県周南市若草町637番地の22　ドリーム若草103号
債務者　熊谷　幸枝
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６７７号
青森県上北郡七戸町字舘野64番地79
債務者　松本　秋子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
東京都大田区大森東１丁目31番３―811号
債務者　遠枝　昌利
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
東京都江東区塩浜２丁目５番16号塩崎荘
債務者　菅野　徳博
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５号
東京都町田市小山町2403番地５
債務者　田中　雪江
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１０号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西23―901
債務者　三原ルイコ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２６号
東京都八王子市寺田町300番地１シルクフォルム510号
債務者　舟橋奈留美（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３０号
東京都調布市富士見町２丁目10番地２ハウスイトウ201
債務者　今井喜美子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３５０号
長崎県佐世保市吉井町立石231番地１　黒岩84―507、旧住所長崎県北松浦郡佐々町市瀬免390番地
債務者　前田　梨恵
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係